

令和8年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和8年3月12日（木） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）
議第10号 令和8年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（6名）

1番 三田敏秋君	2番 姫路敏君
3番 佐藤憲昭君	4番 富樫光七君
5番 小杉武仁君	6番 河村幸雄君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高田晃君
- 8 説明のため出席した者

副市長	大滝敏文君
政策監	須賀光利君
建設課長	須貝民雄君
同課整備室長	小田康隆君
同課整備室副参事	伊藤勝志君
同課管理室長	東海林肇君
同課管理室係長	本間友紀君
同課日沿道対策室長	中川博之君
同課日沿道対策室副参事	船山ケイ子君
都市計画課長	小野道康君
同課参事	忠康博君
同課都市政策室長	林奈美君
同課建築住宅室副参事	榎本治美君
同課建築住宅室係長	野澤大介君
同課駅周辺未来創造室係長	渡辺真吾君
上下水道課長	稲垣秀和君
同課経営企画室長	齋藤健一君
荒川支所産業建設課長	高橋晃君
神林支所産業建設課長	中嶋琢也君
朝日支所産業建設課長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	森山治人君
- 9 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	河内真人

（午後 1時00分）

分科会長（河村幸雄君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第55号及び議第10号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課分について審査した後、議第55号及び議第10号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 小野道康君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

建設課長 それでは、10ページ、11ページを御覧ください。15款2項5目1節の道路橋りょう費補助金の補正は、道路メンテナンス事業費補助金の額が確定したことに伴い、減額するものです。

都市計画課長 その下、都市計画費補助金のうち説明欄1、社会資本整備総合交付金の減額につきましては、対象となる3つの補助事業が確定したことにより、それぞれ減額をするものであり、1つ目は宅地耐震化推進事業の大規模盛土造成地点検業務で69万8,000円を、2つ目は町なみ環境整備事業における歴史的風致形成建造物保存事業等で346万9,000円を、3つ目は村上駅周辺まちづくり事業の市道番丁4号線などの道路新設改良工事等で4,354万円をそれぞれ減額するものであります。説明欄2の先導的官民連携支援事業補助金の減額につきましては、村上駅周辺まちづくり事業に伴う官民連携推進事業の調査に係る補助金であり、補助事業費の確定によるものであります。説明欄3、集約都市形成支援事業費補助金の増額につきましては、立地適正化計画策定に伴う補助金であり、国の補正予算に伴い、追加交付分について予算調整を行うものであります。以上です。

歳入

第15款 国庫支出金

（質疑）

姫路 敏 その部分で、駅前周辺のまちづくりというか、村上病院跡地についてでの減額のやつだと思うのですが、今の現況、進め方なんてどんなになっているものだね。

都市計画課長 今の現況ですけれども、基本的に道路工事のほうを進めておりまして、番丁4号線の道路工事と、それとあと上の、北側のほうの番丁1号線の工事を進めております。一部ではありますけれども、番丁4号線につきましては、全体で約125メートルのうち44メートルぐらいを発注しておりますし、あとそれと番丁1号線については、保育園の用地に係る部分についての部分の拡幅を舗装工事まで拡幅工事を終わっております。

姫路 敏 そうすれば、道路関係は全部でいつ頃終わるね。

都市計画課長 道路につきましては、基本的には来年度国費のほうの要望をしておりますので、来年度までには終わりたいと、また新年度予算のところで説明になると思いますが、

予定です。

歳出

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 20ページ、21ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費の1、道路対策事業経費の工事請負費の補正は、道路メンテナンス事業費補助金の額が確定したことに伴い、事業費を調整するために減額するものです。次に、4項2目河川改良費の1、急傾斜地崩壊対策経費の補正は、測量設計等委託料は花立地区地滑り対策の観測業務と用地境界復元測量の事業費が確定したことに伴い、不用額を減額するものです。工事請負費については、同じく花立地区での地滑り対策として行った抑え盛土工事が完了したことによる不用額の減額と、宮ノ下地区の斜面変動対策事業箇所において、令和7年9月の降雨によって改修予定だったのり面排水路が被災し、その復旧を公共土木施設災害復旧費の予算で行ったため、減額するものです。

都市計画課長 続いて、8款6項1目都市計画総務費、説明欄1、都市計画総務一般経費のうち測量設計等委託料の減額につきましては、大規模盛土造成地点検業務における事業費の確定に伴う減額をするものであります。その下、立地適正化計画策定業務委託料の増額につきましては、集約都市形成支援事業費補助金において、令和7年度から2か年の計画で策定を予定しており、歳入でもお話ししましたが、国の補正予算に伴い、令和8年度分を前倒しして実施するものであります。説明欄2、歴史的風致維持向上計画推進経費減額につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、歴史的風致形成建造物保存事業補助金及び建造物外観修景事業補助金における事業費について、それぞれの補助金の実績に伴い、減額をするものであります。説明欄3、村上駅周辺まちづくり事業経費につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、都市再生整備計画事業で実施した市道番丁4号線ほか道路新設改良工事等における事業費について、実績に伴いそれぞれ減額するものであります。以上です。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

建設 課長 それでは、4ページになります。第2表、繰越明許費の補正についてですが、8款2項の道路対策事業経費は測量設計等委託料6業務、工事請負費5件、土地購入費1式を計上いたしました。委託料は、小岩内地内道路改良事業における地質調査のため、県との現場使用時期の工程調整が必要となったためです。また、高根浸水対策事業では、河川協議に時間を要したことや、ほかに道路メンテナンス補助金の事業費調整が必要となり、これらの理由から繰越しすることになります。工事請負費については、橋梁やトンネルの修繕工事において、施工安全確保や品質管理、工法の再検討が必要となりました。さらに、道路照明施設修繕工事では、灯具など受注生産製品の納期に時間がかかるため、繰り越すこととなります。土地購入費については、市道小岩内20号線道路改良事業に関して、地元関係者との協議に時間を要したため、こちらも繰り越すこととなります。次に、同項除雪対策経費は、工事請負費5件、補償費1件を計上いたしました。工事請負費についてですが、高根地区の消雪用河川取水施設整備事業において、取水施設構造物の河川占用許可を取得する

ために日数を要しております。また、村上地区庄内町地内と山北地区府屋地内で行われる消雪用井戸の削井工事において削井箇所を選定に時間がかかったことなど、これらの理由から繰り越すこととなります。補償金については、庄内町地内での消雪用井戸削井に関連してガス管の移設が必要となり、そのため補償金を繰り越すこととなります。次に、同項市道整備事業経費は、測量設計等委託料5業務、工事請負費3件、土地購入費2件、工事負担金1件、補償金1件を計上いたしました。委託料については、市道下鍛冶屋坂町線の道路改良事業において、用地交渉の結果、設計の検討が求められております。また、下相川日下4号線橋梁下部工事に関して、施工管理支援業務が他の工事や太平電業との工程調整によって時間を要しているため、繰越しが必要となりました。さらに、市道平林小岩内線の測量設計においても、関連業務の設計成果完成に時間を要することから、同様に繰越しとなります。工事請負費については、市道府屋勝木線の道路照明設置工事において、灯具など受注生産製品の納期が長引くことや市道下相川日下4号線道路改良事業で他工事や太平電業との工程調整が必要なため、繰越しとなります。土地購入費については、市道下鍛冶屋坂町線と市道府屋31号線の用地交渉に時間を要するため、繰越しとなります。工事費負担金は、県が施工している春木山大沢川改修に伴う市道橋の架け替え工事に関連した負担金であり、この架け替え工事が繰越しとなるため、負担金も繰り越すこととなります。補償費については、市道下相川日下4号線道路改良事業で支障となる電力やN T T施設設備の移設場所について、占用協議に時間を要しているため、繰越しとなります。次に、8款4項河川整備促進経費は、府屋地内の準用河川である恵ビス川流域に関する排水計画の基礎調査検討業務について、当初予定していた業務内容の一部が上下水道課から発注された業務成果を利用できることが判明しました。そのため、その成果が完成するのを待ってから検討業務を発注することとし、繰り越しいたします。

都市計画課長 その下、8款6項都市計画総務一般経費ですが、国の補正予算による集約都市開発支援事業により、立地適正化計画の策定業務委託について、令和8年度に繰越しを行うものであります。以上です。

上下水道課長 その下、第7項下水道費、下水道事業会計繰出金について、泉町ポンプ場エンジン更新工事において、機器の製作に必要な資材の調達に不測の日数を要したため、翌年度に繰越しするものです。以上です。

建設 課長 次に、11款2項、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費は、小岩内地内流路改修事業及び川部地内赤坂川改修事業において、令和7年8月から9月にかけて発生した豪雨による災害応援協定による対応が優先されたため、詳細設計業務が一時的に停止しました。この影響で、業務完了までには相当の期間を要することとなりました。具体的には、小岩内地内流路改修事業で詳細設計業務とそれに基づく関連業務、さらに土地購入費の繰越しをいたします。また、赤坂川改修事業についても、詳細設計成果を基にした関連業務及び土地購入費の繰越しをいたします。次に、公共土木施設災害復旧費は、令和7年の豪雨災害復旧に関する5件の工事について、資材の納入に時間を要するため、これらの工事を繰り越しいたします。以上です。

歳出

第8款 土木費

(質 疑)

（「なし」と呼ぶ者あり）

第2条「第2表 繰越明許費補正」

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（賛否態度の発言）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、賛否態度の発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第55号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日 程 第 4	議第10号 令和8年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 小野道康君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
---------	---

歳入

第14款 使用料及び手数料

（説 明）

建設 課長 予算書25、26ページになります。14款1項7目1節道路使用料の2、道路占用料では、電力やN T Tの電柱、ガス管などの道路占用料を計上しました。ほか7目土木使用料の建設課所管分については、記載のとおりです。

都市計画課長 その下、3節都市計画使用料につきましては、少額であり、省略させていただきます。続きまして、4節の住宅使用料につきましては、現年度分及び滞納繰越分の市営住宅使用料及び駐車場の使用料であります。

建設 課長 2項6目1節、29、30ページになります。土木手数料は費目計上です。

都市計画課長 その下、2節都市計画手数料につきましても、少額であり、省略をさせていただきます。

第15款 国庫支出金

（説 明）

建設 課長 次に、31、32ページを御覧ください。2項6目2節道路橋りょう費補助金の1、社会資本整備総合交付金では、除雪機械購入費、除排雪委託料、消雪施設更新工事並びに市道府屋勝木線、市道朝日まほろば線及び市道下相川日下4号線の整備事業に対する交付金として、事業費4億7,868万7,000円に対する国費相当額を計上いたしました。交付金対象事業費に対する国費率は、除雪機械購入と除排雪委託料は3分の2、消雪施設更新工事は0.6、道路改良事業は0.54です。次に、2、道路メンテナ

ンス事業費補助金では、市道橋やトンネルなどの点検及び修繕に係る補助金について、事業費 2 億 5,494 万 5,000 円に対する国費相当額を計上いたしました。なお、国費率は対象事業費の 0.594 です。

都市計画課長 その下、説明欄 3、社会資本整備総合交付金、都市計画課分につきましては、坂町地内の都市計画道路市道南中央線道路改良事業に対する交付金であります。補助率は 54% であります。次に、3 節都市計画費補助金、説明欄 1 の社会資本整備総合交付金につきましては、街なみ環境整備事業として、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業、また都市再生整備計画事業としての村上駅周辺まちづくり事業などに対する交付金であります。国費率ですが、歴史的風致形成建造物保存事業が 50%、外観修景も同じです。都市再生整備計画につきましては、40% であります。説明欄 2 の官民連携都市再生推進事業費補助金につきましては、村上駅周辺まちづくり事業に伴う大規模跡地官民連携の利活用検討を引き続き進めるため、エリアプラットフォームの設立に対する補助金であります。国費率は 100% であります。次に、4 節住宅費補助金、説明欄 1 の社会資本整備総合交付金につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業、市営中川原住宅建て替え工事に対する交付金であります。木造住宅の耐震診断の補助率は 3 分の 1、耐震改修は県費分を差し引いての 2 分の 1、アンカーの設置補助対象事業費は、同じく県費分を差し引いて 2 分の 1、中川原住宅の建て替え工事は 2 分の 1 であります。

第 16 款 県支出金

(説 明)

建設 課長 次に、33、34 ページになります。16 款 1 項 3 目 1 節農業費負担金の 1、地籍調査事業費負担金では、継続事業の神林地域牛屋の一部調査区の測量設計等委託費に対する負担金を計上いたしました。負担割合は、国・県負担分として 75% です。次に、35、36 ページの 2 項 4 目 1 節農業費補助金の 19、地籍調査事業費交付金では、継続事業の朝日地域板屋越の一部調査区の測量設計等委託費に対する負担金を計上いたしました。負担割合は、国・県負担分として 75% です。

都市計画課長 続いて、37、38 ページ、16 款 2 項 5 目の土木費県補助金、1 節住宅費補助金は、木造住宅耐震診断及び耐震改修事業、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置補助事業、それと災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業に対する県補助金であります。

建設 課長 3 項 3 目 1 節河川費委託金の 1、二級河川樋門操作委託金は、三面川右岸の県道朝日村上線羽下ヶ淵工区道路改良事業に伴い、普通河川の合流部に設置された樋門の操作に係る県からの委託金です。次の 2 節港湾費委託金は、記載のとおりです。

都市計画課長 続いて、3 節住宅費委託金、説明欄 1 の県営住宅管理委任交付金は、県営住宅の市への管理委任に対し、県営住宅の家賃収入の約 23% が市に交付されるものであります。説明欄 2 の県営住宅特別維持管理交付金は、県営住宅の受水槽清掃委託料や簡易水道検査手数料の 50% が市に交付されるものであります。続いて、39、40 ページ、説明欄 3 の県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費に係る交付金で、風呂設備工事は対象経費の 100%、その他修繕工事は対象経費の 50% が交付されるものです。

第 17 款 財産収入

(説 明)

都市計画課長 同じく40ページの17款 1 項 1 目財産貸付収入、 1 節の土地貸付収入のうち、説明欄 3 の県営住宅敷地貸付収入につきましては、県営住宅 4 か所の市有地の借地料であります。

第19款 繰入金

(説 明)

上下水道課長 41、42ページを御覧ください。第19款繰入金、第 1 項 2 目第 1 節公営企業会計繰入金について、説明欄 1、簡易水道事業会計繰入金及び説明欄 2、下水道事業会計繰入金につきましては、いずれも令和 7 年度の繰入金精算による項目計上であります。

第21款 諸収入

(説 明)

都市計画課長 次に、43、44ページの21款 2 項 1 目 1 節の市預金利子につきましては、少額であり、省略をさせていただきます。

建設 課長 次に、47、48ページの21款 6 項 6 目 7 節土木雑入の建設課所管分については、記載のとおりです。

都市計画課長 同じく土木雑入のうち、都市計画課の説明欄 7 の借上住宅家賃個人負担金につきましては、市営中川原住宅建て替えに伴いまして、民間賃貸住宅への住み替えをしている方の入居者の個人負担金であります。以上です。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

姫路 敏 26ページの都市計画課のほうで、市営住宅の使用料ということがあるのですけれども、これ決算のときに結構ないわゆる延滞金とか、そういうのありますけれども、それら全部これに含まれているのですか。

都市計画課長 市営住宅の使用料につきましては、現年分とこれまでの滞納繰越分を含んでの金額となります。

姫路 敏 結構、でも市営だけでも542万2,567円なんていうものが決算上出てきていたのですけれども、それここに入っているの、滞納繰越分ここに。だって、この金額ではないよね。ちなみに、駐車場は7万4,834円という金額があるのだけれども、それもまたどこに載っているのだからちょっとよく分からないのだけれども。

建築住宅室副参事 滞納繰越分も含まれている金額にはなっているのですけれども、滞納繰越分も住宅使用料の説明欄 2 を市営住宅使用料（滞納繰越分）として66万3,000円計上しているわけなのですけれども、滞納繰越分全て回収できるわけではないので、回収できる分を66万3,000円と見込んでの計上になっています。

姫路 敏 今年度の予算でこう出されているのであれば、これをまた数字をいじるというわけにはいかないのでしょうかけれども、滞納金として、滞納額というのが昨年の決算の状況の中では、市営だけでも542万2,567円ってびっくりするような金額が出ているわけですから、やっぱり私はそれはそれで上げるべきだと思うのです。それで、決算の中でそれだけ上がったけれども、努力したけれども、例えば30万だったとか、50万だったとかというのが決算で出てくるべきなのだろうと思うのです。これだけ

残っているという事実をちゃんと示して、これだけありますということで、それに向かってこれは回収に努めていきますというものがないと、これしっくりこないのかなと思いますけれども、どうだろうね。

都市計画課長 委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、すみません、今これまでのとおりで予算のほうを計上させてもらいましたけれども、次回からそのような形でしたいと思っています。

姫路 敏 これまでこういう予算をつくっていくときには、これまでこういう形でやってきて、そんなに触れていなかったですけれども、昨年度の決算時で滞納どのぐらいあるのだということで結構しっかり調べていただいたというのが現実だと思うので、せっかく調べていただいて、金額も分かっているのであれば、その分に対してみれば、しっかりと出して、恥ずかしいけれども、出すべきなのだろうと思うので、ちょっと来年に向けて課内で検討していただいて、それで出せるものだったらやっぱりオープンにしていってほしいかなと思いますが、お願いします。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

姫路 敏 県の支出金のは第16款県支出金の3項委託金というところで、38ページですか、のところで県からの公営住宅のやつの収入が入ってくるのだろうと思うのですけれども、それでよろしいのですか。

都市計画課長 そうであります。

姫路 敏 これはどういう表現すればいいのか、ちょっと私もよく分からないですけれども、今のようなことを、同じようなことを言えるのですけれども、県のほうも決算時では162万200円というのあるのですが、しかしながらこれまた支出金と、それとはまた扱いが違うので、どうすればいいのだからちょっと分かりますか。いきなり言われても、恐らくわたわたと言うだけで、ちょっと内容も理解できないところもあるかもしれないですけれども、もし先ほどの件も含めて滞納金というのがしっかりと分かるのが決算でまたきちっと出していただければ、それはそれで、別表とか何かそういうふうにして、そのうちこれだけいわゆる今年度は回収できるようにするとかというようなものは別表にあるとそれでいいのかなと思いますが、そうすると非常に分かりやすく、予算書にもそんな別に、そうすれば例えば60万だとか、50万とかって出てくれば、滞納に関して、それはそれだけまず今年度は取っていくよというのが分かるし、そんなような配慮をしてもらえれば、幾らでなっているのか、どういう状態であるのかというのが分からない状態で滞納だの何だのなんていうのは少し困るので、県のも、今県の支出金のところなのですが、それを分けるなんていうことはなかなか難しいようであれば、配慮としてみればそういうのを県営と市営で分けて分かるように、この予算書というかの中ではなくても、別表をつけてもらえばいいのかなと思いますが、その辺も含めてどうでしょうか。

都市計画課長 前にも、今年度ですか、委員のほうからのあれもありまして、使用料の関係、滞納のところを別表で出させてもらいましたけれども、ほかのところについても、決算

と予算のほうの分かるような、対比できるような形で資料のほうをまた機会を通して提示したいと思います。

姫路 敏 もうぜひそんなふうにして、分かりやすくしてもらいたいのです。ちなみに、現在と過年度分を含めて、いわゆるこれからいろいろと議論される中での中川原住宅のほうは142万円ですよ、滞納金。その方々は、どういう方々か分かりませんが、それが新しい住宅に入ってくるというのはどうかななんて思ったりもしますので、分かりやすく、上の山、中川原、坂町、前坪、堤下ってあるわけですから、そこをびしっと押さえて別表でもらえると、なるほどなというのがこちらでも分かるし、ちょっとその辺配慮していただきたいなと思いますが、お願いします。

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、117、118ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、第27節繰出金について、一般会計からの繰出金で説明欄6、簡易水道事業会計繰出金は前年度比92.6%、説明欄7、上水道事業会計繰出金につきましては、前年度比100.8%であります。以上です。

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 次に、139、140ページになります。6款1項5目農地費の4、地籍調査経費は、継続事業である神林地区牛屋及び朝日地区板屋越の各一部調査区における調査委託について、測量設計等委託料などを計上いたしました。

上下水道課長 149、150ページを御覧ください。第4項1目農業集落排水処理施設費、第27節繰出金について、一般会計からの繰出金で説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、前年度比100.6%であります。以上です。

第8款 土木費

(説 明)

建設 課長 8款の2項1目道路橋りょう総務費になります。1、道路橋りょう一般管理経費では、光熱水費には道路照明の電気料など、施設維持保全業務委託料には日東道地域

活性化インターの国交省への委託料などを、測量設計等委託料には道路台帳補正業務などの委託料をそれぞれ計上いたしました。次に、2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業等経費については、中央要望に伴う旅費及び各種同盟会への負担金などを計上いたしました。次に、2項2目道路維持費の1、道路維持管理経費では、市道の修繕工事や除草などの委託料、直営補修などで使用する工事補修等材料費並びに道路維持作業用車両の機械器具購入費などを計上いたしました。次に、ページ164になります。2、道路対策事業経費では、測量設計等委託料として橋梁修繕設計や市道側溝改修測量設計など、測量設計に係る7件の委託料を計上いたしました。廃棄物処分業務委託料は、橋梁修繕工事に伴い発生する低濃度PCB含有塗膜の処分業務費用を計上いたしました。橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料は、市道橋224橋の法定点検費用を計上いたしました。工事請負費は、市道小岩内20号線永居2号橋の集約撤去事業や市道橋13橋とトンネル1本の修繕工事など、計25件の工事請負費を計上いたしました。土地購入費は、高根地区浸水対策事業用地ほか2件分を計上いたしました。補償金は、小岩内20号線永居2号橋の集約撤去事業に伴い支障となる水道管などの移設費用を計上いたしました。次に、3、除雪対策経費では、村上市雪みち計画協議会の開催に伴う委員報償費として6名分を計上しました。本計上は、冬期間における歩行者空間の安全確保を図るため、国道、県道、市道などの管理区分を越えた一体的な雪みち計画の見直しを行うことを目的としております。設備保守点検業務委託料は、消雪施設の点検調整業務の委託料です。測量設計等委託料は、除雪計画の年次更新と雪みち計画更新業務委託料を計上しております。除排雪委託料は、12月出勤分までの支払いに要する見込額を計上いたしました。除雪管理システム業務委託料は、GPS端末を使用した作業実績を作成するシステムの運用保守及び端末追加導入に伴う運用保守に係る委託料を計上いたしました。除雪機械リース料は、令和8年度中にリース期間満了を迎える除雪ドーザ及びローダ11台分のリース料を計上いたしました。なお、後継車両は新たに購入することとし、令和7年第2回定例会にて購入契約締結の議決を得ております。工事請負費は、市道表新町線ほか消雪施設更新や市道塩野町線ほか消雪施設更新に係る工事など計10件の工事請負費を計上しました。機械器具購入費は、老朽化が著しい8トン級除雪ドーザ2台の入替え、増強に要する経費で、令和8年度の交付金を活用することとしています。次に、2項3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費については、測量設計等委託料として市道下相川日下4号線道路整備に係る工事積算及び現場施工管理業務委託料や都市計画道路南中央線整備に伴う市道付け替えに係る用地測量及び分筆登記業務委託料を計上いたしました。工事請負費については、市道下相川日下4号線の橋梁上部、下部工事、道路改良工事、舗装工事のほか、市道朝日まほろば線の舗装工事など、計7件の工事請負費を計上しました。土地購入費は、都市計画道路南中央線整備に伴う市道付け替えに係る土地購入費を計上しました。補償金については、市道下相川日下4号線及び市道山辺里天神岡2号線の整備において、支障となる水道管などの移設補償金を計上いたしました。次に、165、166ページになります。3項1目排水路維持費の1、排水路維持管理経費には排水路の修繕料や草刈り、しゅんせつの委託料など維持管理に要する経費のほか、工事請負費として、継続事業である村上地区の山麓排水路、山居3号排水路及び山居4号排水路の防草コンクリート工事を計上しました。次に、2目排水路新設改良費の1、排水路新設改良経費には、荒川地区中倉地内の土水路改良工事及び神林地区七湊地内の排水路

洪水対策工事に係る費用を計上しました。次に、4項1目河川総務費については、記載のとおりです。次に、4項2目河川改良費の1、急傾斜地崩壊対策経費には、測量設計等委託料として令和7年11月に竣工した花立地区地滑り対策箇所について、1年間の変動などの異常がないかをモニタリングするための観測費用を計上しました。また、令和6年9月からの大雨により地滑りが発生した市道下助渚七湊線の観測費用と仮設ガードレールの機械器具借り上げ料の費用を計上しました。七湊地内の地滑りについては、新潟大学名誉教授による調査資料の確認及び現地視察を経て意見をいただいております、対策実施に向け、各種調査を継続してまいります。工事請負費は、朝日地区宮ノ下地内の斜面変動対策として、のり砕工の工事費を計上しました。なお、対象範囲が広いことから、3か年に施工範囲を分割して実施する予定です。急傾斜地崩壊対策事業負担金は、新潟県が事業主体である寝屋地区、岩ヶ崎地区、宮ノ前地区及び滝の前地内源十郎地区の事業に係る負担金を計上しました。次に、2、河川整備促進経費では、工事請負費に本小須戸地内普通河川童子川改修工事費を計上しました。なお、財源は緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしております。次に、165、166の下段、4項3目河川海岸維持費の1、河川維持管理経費の施設維持保全業務委託料には、施設の草刈りなどの委託料を計上しました。工事請負費には下渡地内の普通河川洪水解消のための堆積土砂撤去工事及び馬下地内普通河川滝ノ沢川における老朽化した管渠の修繕工事に要する費用を計上しました。次に、167、168の5項1目港湾管理費については、記載のとおりです。

都市計画課長

8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費のうち、中ほどの施設維持保全業務委託料につきましては、開発緑地等の除草業務委託料であります。次に、説明欄2の歴史的風致維持向上計画推進経費のうち、下から4つ目、北陸歴史まちづくりサミット負担金につきましては、歴史的風致維持向上計画を策定している北陸5都市による歴史まちづくりサミットが令和8年度に村上市で開催されることから、同実行委員会へ開催地負担金として支出するものです。その下、歴史的風致形成建造物保存事業補助金は建物4棟分、その下、建造物外観修景事業補助金は建物1棟分に対する補助金であります。説明欄3の村上駅周辺まちづくり事業経費のうち、測量設計等委託料につきましては、市道番丁線、番丁1号線の詳細設計業務委託料や丈量測量業務委託などであります。その下の村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料につきましては、令和7年度から進めております市内の民間事業者等との官民連携を引き続き協議し、今後の官民連携の実施母体となるエリアプラットフォームの設立と村上駅周辺大規模跡地社会実験実施支援事業委託料であります。その3つ下、工事請負費は、市道番丁4号線ほか道路新設改良工事等であります。その下、土地購入費は、土地取得特別会計から市道番丁1号線用地の買戻しを行うものであります。続いて、169、170ページ、説明欄4、都市計画総務費職員人件費は、都市計画課7人分の職員人件費であります。次に、8款6項2目街路事業費、説明欄1の都市計画道路整備事業経費のうち工事請負費は、都市計画道路南中央線の道路改良工事費であります。次に、8款6項3目公園費、説明欄2の都市公園整備経費は、都市公園の遊具などの修繕料や点検業務の委託料及び坂町地内の前坪公園用地の一部が新潟県施工の街路事業の用地の一部となることから、既存工作物の移転補償工事費であります。

上下水道課長

それでは、171、172ページを御覧ください。第7項1目下水道整備費、第27節繰出金について、一般会計からの繰出金で説明欄1、下水道事業会計繰出金につきます。

ては、前年度比91.6%であります。以上です。

都市計画課長

その下の8款8項1目住宅管理費のうち、説明欄1、住宅対策経費のうち修繕料は、公営住宅の修繕費であります。中段の住居賃借料は、市営中川原住宅の入居者が住み替えた民間賃貸住宅の借り上げ料であります。その2つ下、工事請負費は、各公営住宅への新規入居者に提供する居室を内部修繕するための工事請負費であります。その2つ下、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業補助金は、屋根の雪下ろし時の転落事故を防止するため、命綱固定アンカーなどの安全対策設備の設置工事費用の一部を補助するもので、2棟分を見込んでおります。その下、災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金は、令和4年、8.3大雨災害の被災者が住宅の建設、購入、補修を行うための住宅再建資金の借入に係る利子を補給するものであります。説明欄2、市営中川原住宅建替え事業経費は、市営中川原住宅建て替えに係る施工管理業務委託料及び工事請負費であります。説明欄3の耐震改修促進事業経費につきましては、174ページの一番上の耐震改修促進計画改定業務委託料を計上しております。この計画は、県の計画改定に合わせて5年ごとに改定するものであります。説明欄4の住宅管理費職員人件費は、都市計画課5人分の職員人件費であります。以上であります。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長

次に、217、218ページになります。11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費では、測量設計等委託料については、川部地内普通河川赤坂川及び小岩内地内流路の改良復旧に伴う用地測量や分筆登記などに係る費用を計上いたしました。(部分は19頁に発言訂正あり) 工事請負費については、奥三面ダムあさひ湖沿いの市道被災箇所2か所の災害復旧工事、川部地内普通河川赤坂川改良復旧工事並びに小岩内地内の流路改良復旧工事及び市道の復旧工事に係る費用を計上いたしました。次の2、公共土木施設災害復旧費は費目計上になります。

第2条「第2表 継続費」

(説明)

都市計画課長

7ページになりますが、第2表の継続費、8款8項の事業名、市営中川原住宅建替え事業でございますが、これは令和8年度からスタートいたします市営中川原住宅の建て替え事業を令和9年、10年と合わせて3年間の事業として、年度ごとの経費につきまして、継続費として計上させていただいたものであります。以上です。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

建設 課長

8ページ、第3表、債務負担行為の日東道地域活性化ICランプ部維持管理業務委託料は、例年同様に神林岩船港インター、村上山辺里インター、朝日三面インターの3か所について、国土交通省へ維持管理を委託するものです。以上になります。

歳出

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

姫路 敏 164ページの除雪対策経費なのですが、これは建設課の受持ち分としてみれば、いわゆる除雪車だったりということなのでしょうけれども、家の前の雪かきだったり、その支援だったり、屋根の雪の支援だったりというところは、たしか介護高齢課とどこかが受け持っていて、いわゆるお年寄り充ての支援金というのが用意されていると思うのですが、それに似たようなものというのは建設課のほうではないのですよね。

建設 課長 直接支出するものはございません。ただ、支援といたしましては、建設課が保有しておりますハンドガイドがありますので、そちらのほうは集落等への貸出しは行っております。

姫路 敏 ということになれば、その貸出しはやっているのだけれども、それは分かりましたけれども、いわゆるお年寄りではない方々が除雪とか、家の前とか、屋根の雪下ろしとかのことで、年寄りがいないところは、そういうのはおまえがやれよということで、そういう支援とか、補助とかは今のところないということですよ。

建設 課長 建設課の所管にはありません。

姫路 敏 くくりからすると、除雪ということになってくると、やっぱりこれは介護高齢課とか、お年寄りの、それはあってもいいのだけれども、除雪するときの普通の一般市民の家庭向けの何かというのはやっぱりあってもいいのかなと思うのですが、この辺は副市長、どう考えます。

副 市 長 具体的に、例えば自分が自力でできない世帯に除雪した、その経費を補助するという制度は今のところない……都市計画課長からちょっと答弁いたさせます。

都市計画課長 ちょっと記憶で申し上げますけれども、御存じかと思うのですが、総務課のほうで除雪機械の、自治会とかが買う除雪機械の補助事業等と、あとそれに対する油代とかの補助1万円だったかと思うのですが、それで自治会とか、町内会がそういうお年寄りだとか、ごみ置場の前の除雪のための補助制度は総務課のほうであったかと思えます。

姫路 敏 分かりました。ないわけであって、今ここに聞いても、ない予算を審議することはできないので、まず分かりました。ありがとうございます。それと、もう一ついいですか。166ページの1番、河川改良費の急傾斜地崩壊対策のところなのですが、説明によると宮ノ下と滝の前という話が出てきたのですが、危険度と云ったら、滝の前のほうが相当危ない、あれハザードマップなんか見ても、いわゆる津波もあるし、河川の感じもあふれるとか、あるいは土砂が急傾斜で全部崩れてくるとかっていろいろな部分でみんな重なっているところなのですが、これはやっぱり引越していただくとか、どこか別なところへ移動してもらおうとかということは、将来的にはそんなことは全然全く関係ないですか。考えていないのでしょうか。

建設 課長 村上市内において、土砂災害警戒区域ですとか、土砂災害の特別警戒区域の地滑りの区域等は土石流区域ということで県のほうで調査をして公表いたしておりますが、その数でいきますと、土砂災害警戒区域の指定数が621ございます。非常に区域として多くて、対策をするためには、県で事業をするとすると砂防法の指定を受けて、そして対策をしなければならないと。ハード事業で対応するのにも非常に期間がかかる、そういうこともありまして、土砂災害警戒区域、いわゆる土砂法によって早めに避難をとということで、この指定区域を公表しているわけですが、その土砂法の適用になる区域で、中でも土砂災害特別警戒区域から移転する際に、たしか利子補給だったと思いますが、そういったものの補助はあるようなのですけれども、動いてくださいという、そういう勧告までは、たしか法律の立てつけにはなかったかなというふうに思います。また、市のほうでも、急傾斜ということで、県の指定区域もそうですし、今回予算で計上しました宮ノ下地区ですとか、危険な箇所については当然把握はしておりますが、対策で安全性が確保されるだろうということで見込んで、今工事の予算を計上したところであります。なので、簡単には住んでいる場所を移転してくださいというものは、なかなか言いづらい部分もありますが、しっかりできる対策は進めてまいりたいというふうに考えております。

姫路 敏 法的な立てつけの中で、そういうことで説明あったのですが、分かります。ただ、あそこは、よそだっていっぱいあるではないかと言われればそれまでなのでしょうけれども、本当危険だなと、私は近間に住んでいながら見ていて分かるのですけれども、例えばの話、元の奥三面の集落の方々というのが村上に引っ越されてきて、三面地区ということで、集落ということで今活動なさっています。そうやってきてから相当数人口も増えて、あそこ子供さんも孫もいてみたいな話で、もう何十年も前の話なので、あれですけれども、それからたどってみるとよかったとは思っています。あれはダムに沈むということで、内容は全く違うのですけれども、いわゆる環状3号線、トンネル先線の辺りのことを考えれば、あの保育園の脇辺りにもし土地とか提供できれば、そちらのほうに移動なさっていただいてということになれば、生命、財産、安心というのに貢献できるのだろうとは思っています。1つは今そうは言いながらも、そんなお金も、ではどこか来るのだよの話になって、財政的にも厳しいのは分からぬでもないですけれども、行く行くはそういうことも念頭に入れて考えたほうがいいのかとは思いますが、その辺含めてちょっとどんななのだから、副市長、どうですか。

副 市 長 先ほど建設課長申し上げましたとおり、今のところ移転等の勧告云々ということが制度上できないといいますが、そういう今段階でない、状況でないというふうなことでございまして、市といたしましては、やはり急激な降雨ですとか、土砂災害が及ぶようなことが予想される場合に、いち早く避難指示、こういったことをいち早く発出するというふうなことで住民に対する安全配慮の周知を行うということに徹してまいりたいなというふうには思っております。そんなことで、今のところ滝の前ですとか宮ノ下、危険地域だということは重々承知しておりますが、そういった今対応は現在のところ考えていない、そこまでには至っていないということで御理解いただければと思います。

富樫 光七 172ページの住宅費のことでお尋ねします。ここの8項1目の部分なのですが、市営中川原住宅建て替え工事、今年1億4,000万計上されていますけれども、これ前のほうを見ますと、3年計画で18億強の予算が計上されていますけれども、そ

の中で今年は設計料、委託料、1,500万弱の金が計上されていますけれども、予算の内容を見たときに、18億、38戸でしたっけ、見ると、私ざっくりしか何でも知らないのですけれども、一応5,000万円弱だったかな、1棟当たりの予算の、たしかそれぐらいの予算を見ているわけですが、普通の駅前、駅前といっても、新発田の駅前とか、新潟の駅前で今やっている仕事の内容を小売の中でいろんな人たちが通って、お客様に提供するという段階においても、4,000万円から4,100万円ぐらいでできているものが、今これから今年、来年あたりに発売されるという形ができているのですけれども、私はそれと単純に比較してみたときに、この中川原団地の住宅にかかる、1棟当たりでみれば、そのぐらいの差があるのですけれども、これもう少し設計内容を見直すとか、何らかの形でもう少し儉約するというか、総額費を落とすような工夫というのはできないものかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

都市計画課長 委員からの一般質問にもございましたけれども、まずもって御理解願いたいのは、土木工事も建築とか営繕とかもそうですけれども、公共工事の場合はそういった直接工事費に係る諸経費というものは、例えばこういう中川原であれば国土交通省の部局の諸経費計算というものがありますので、まずもって公共土木工事だとか、こういったものに関しては、積算額が決まって体系があるということの御理解をお願いしたいと思います。また、あわせまして事業費、特に建設工事に係る事業費の削減の部分につきましては、もう一度削減ができる部分、半分とか、そういう極端なことは申し上げられませんが、可能な限り若干は見直しをして、削減できるところはもう一度見直しはしていきたいというふうに考えてはいます。

富樫 光七 今課長の言う話も、私もなるほどなと思って、国交省の一応助成金なんかもらっていますから、当然その仕様にのっとらなければならないと思いますけれども、逆にああいう、今の建てる、この中川原団地にしてみれば、財産としての減価償却は何年として見ているものでしょうか。

都市計画課長 耐用年数は70年ということです。

富樫 光七 60年ではなくて、70年ですか。その辺の駅前とか、今私がさっき対象にした新発田駅前、新潟の駅南に建てるあのマンションでも、それはもちろん国交省の仕様ではないのですけれども、一応税法上計算するときは60年で税法で計算するのです。そうしてみれば、そう内容的に遜色はないわけですから、やはり、いや、国交省の仕様から外せというのではなくて、その中でやっても70年、それから外れてやって売り出しても60年で4,000万円できている内容があるわけですから、もう少し頑張っただけで詰めてもらったほうがいいのではないのかなと思います。今のうちに何で私こんなことを言うかという、さっきマネジメントプログラムで金を削ろう、削ろうということで、いろいろ話をさっきから出ているのですけれども、今この話はこれからやる仕事の話で、しかも18億数千万円というすごく大きな金額なので、もう1割であつても億単位のお金が動くわけですから、ぜひその辺を考慮してもらって、後で市民に、ほら、これと比べてどうなのかなんていったときに、私らでもやはりそのことに対して住民にちゃんと説明できるような形の中での予算組み、あるいは内容を詰めてほしいなというのがお願いです。

都市計画課長 先ほどの耐用年数のところなのですけれども、70年って申し上げましたけれども、村上市の公営住宅長寿命化計画の中にも木造と、簡易耐火構造と、耐火構造という3種類ございまして、その中で耐火構造で法定の耐用年数というのが定まっていま

して、そこで70年という形で記されてあります。また、先ほど来お話しいただいている事業費のことにつきましても、そういった仕様の一部見直しだとかを含めた形で検討してまいりたいと思います。

佐藤 憲昭 関連しますので、お願いいたします。やっと中川原住宅の建て替えが始まるのだなということで期待をしています。といいますのは、公共下水の供用区域であって、今まで公共施設でありながら下水道につなぎ込みしていないというのが中川原住宅だったと思いますので、やっとここまで来たかなというふうなものと、それから入居者からみれば、買物に便利がいい、それからお医者さんに行くのも都合がいいということで、非常に好適地かなというふうに思っているわけなのですけれども、ただ1点、この間全員協議会でピロティ構造にするということを初めて聞きました。そこで、ピロティ構造にすることによって少し違和感を覚えるものですから、確認をさせていただきたいのですけれども、任意建て替えということなのだと思うのですけれども、この区域はハザードマップ上5メートルから10メートルの浸水区域プラス氾濫流区域になっています。ここにピロティでないと国・県が認めないよというふうな条件が何かあったのでしょうか。

都市計画課長 委員おっしゃるように、ハザードマップ上の制限と、あと氾濫流のエリアであるというのは前、全員協議会で基本計画等を説明するときと、あと先回の全協でも説明したとおりであります。ただ、その浸水区域の考え方として、氾濫のハザードマップ上の考えもありますし、もう一つ、あと三面川の氾濫流の100分の1確率というものがございます。そこでいくと1階までの高さ、約3メートルぐらいまでが浸水するだろうといった考えのところで、ハザードマップでいくと委員御承知のようにもっと高くなるわけですので、そこまでいくともちろん事業費ももっと高くなるということでもありますので、あの地域の中川原のところの立地の条件の中で100分の1確率の3メートルぐらいまでの部分で、下は、1階はピロティにしようというところの考え方であるところでありまして、それが国の条件だとか、そういうことではないであります。

佐藤 憲昭 ありがとうございます。考えてみていただければいいのですが、あそこに5メートルから10メートル浸水があって、氾濫流が流れているところに、民間の住宅はざぼっと水に浸かりながら、公営住宅だけがぼおんと上がって助かっているという状況って、これってまちづくり上どうなのだろうかというふうに思っていて、これ副市長、どう思いますか。

都市計画課長 おっしゃるとおり、その高さのところへ行けば、ハザードでいくと村上中がもちろんハザードマップ上の浸水区域にほぼほぼハザードマップ上はなっているのは皆さん御存じかと思います。ただ、どうしてもその中で周りの住宅の方が三面川とか、内水氾濫だとか、外水氾濫が起きて、あの地形上低地の方が避難するときに、高地があることによって中川原住宅のほうのところに避難していけるということも考えられます。国のほうで出している、三面川が破堤したときのシミュレーションがございます。それでいくと、時間単位ごとにどのぐらいの地域のところでどれぐらい浸水していくというのが出ております。それでいくと、中川原住宅のところに、上のほうに避難していくということも一応考えられるということが、あとまたそれ以上の高地のほうに避難ができるということも考えられるかなと思います。

佐藤 憲昭 そうなのですが、氾濫流区域の中でゴムボートを出したとしても、うまくたどり着けるかどうか分からない状態で、そこに市民を誘導させるという、そのものの自体が

三田 敏秋 どうなのだろうかなと思っていますので、私この予算的には賛成なのですけども、もう少し内外水面对策を、せっかくの社会資本整備総合交付金があるのであれば、そちらのほうに少し向けていただいて、あの辺一帯の防災力の強化を図っていただくようなまちづくりを考えていただきたいなど、それが要望なのです。以上です。

都市計画課長 1点お伺いします。南中央線の工事費、建設課あるいは都市計画課、両方で記載されていますけれども、今年度の事業、そして今後の予定、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

都市計画課長 ありがとうございます。南中央線につきましては、委員御存じのとおり事業地のところの用地買収は終わっております。一部市道等の接続の関係で、市道の、先ほど建設課長が説明したとおり、付け替えの関係で土地の交換等は残っておりますけれども、そちらのほうはまた随時進めていきたいというふうに思っております。今県でやっている東大通り線の工事のほうも、用地買収のほうが大分進んでおります。若干用地買収の関係で、一、二名だったかと思えますけれども、用地買収が終われば、烏川の脇に市道ございますけれども、そこから今のできている側、北側といいますか、今の、うちで、市でやっている、実施しています南中央線側のほうの一部供用とかは、また県と協議しながら進めていけるかなと思います。また、うちの南中央線のほうにつきましては、来年度約35メートルぐらい工事予定しておりますけれども、今のところ令和13年ぐらいの供用ということで、どうしても烏川の橋梁工事が費用がかなりかかりまして、下部工、上部工とありますので、そういった形で、今の予算ベースでいくと早くてもそのぐらいの見込みだと思います。

姫路 敏 まず最初に、8款の全部、昨日もちっとお話ししたのですが、8款の全部でリース車に係る費用というのが年間で258万円ほどあるのです。リース車、何台あるか分からないですけども、いわゆる都市計画課、あるいは建設課で使っている車の台数掛けることのリースの車ということなのでしょうけれども、月々やっぱり21万5,000円、月に割り算すればそれだけかかっているのは、年払いなのか分からないですけども、これやっぱりちょっと一度、これも昨日は農林とか、そういったところでもお話ししましたが、どんなような形で、それでずっといくのか、あるいはいわゆる買って、その課担当でやっていくのか、そのほうがずっと安いとは思いますが、リースよりは。その辺はちょっと考えていただきたいなと思いますけれども、これはどうですか、まず建設課長は。

建設 課長 建設課の車両につきましては、通常職員が利用する車両と、あとは除雪作業などで使用する建設機械の車両がございますが、建設機械の……

（「公用車だよ」と呼ぶ者あり）

建設 課長 公用車でよろしいですか。公用車につきましては、今回、今年度、令和8年度予算で新たに作業用の車両について、これは購入をさせていただくことにいたしました。リースであると、作業で使いますので、傷める可能性もございますので、そういったことも考慮すると購入にさせていただきました。ただ、それ以外の車両については、ほぼリース車両で対応しているということになります。そのリースしたものも再リースを繰り返してという、そういう契約をこれまでしてまいりましたので、建設課としましては、道路維持作業車、要は道路パトロール車的なものも導入したいので、購入についてはこれからまた考えていかなければならないというのは課内で思っているところではあります。

姫路 敏 都市計画課もいろいろ持っているかと思うのですが、取りあえずこれは比較して、

いいやり方を取ってもらえば、どうしてもそうしろとかでなくて、思っております。それと、もう一つ、172ページの住宅対策経費なのですが、この中で住宅管理人の経費というのが今年度からないような状態で、しかしながら施設維持保全業務委託料というのが出てきているのですが、これは住宅管理人のは、区長さんも、住宅管理人もいたりすると、いろいろ前のときに言っていますけれども、その辺統一したほうがいいのではないかという提案もしましたが、どうなるのかな。

都市計画課長 住宅管理人につきましては、来年度につきましては、まず一旦各公営住宅の住宅管理人につきまして、区長さんが兼務していたり、兼務していなかったりということだとか、住宅管理人そのものの必要性だとか、そういったことを来年度につきましては一度検証しておきたいというふうに思っております。そういうこともありまして、来年度は、今区長さん等と打合せをしておりますので、そういった形で公営住宅の維持管理のほうを、都市計画課でありますので、そういった管理につきましては、住宅管理人は置かないで、まず一旦その在り方だとかも検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

都市計画課参事 今ほどの施設維持保全業務委託料かと思えますけれども、こちらにつきましては、3年ごとに定期検査がありまして、建築基準法の検査の年ということで、今回ぐっと金額が増えてございます。

姫路 敏 分かりました。前にもちょっとお話ししましたが、区長さんというのは、どこの町内でも区長さんいて、一生懸命町内のまとめごと、いろんなことをして、側溝が流れないだのもみんな区長さんがいろいろな部分で活躍なさって、個々に建設課あたりと、市民課あたりといろいろと話ししてやってもらっているということで、そういう人間が1つの集落に2人も要らないので、それはそれでいいと思います。それと、もう一つ、先ほどちょっと出ましたが、市営中川原住宅の3年間の予定のやつは予定のやつで18億2,630万円を一応継続費として出しているということで、本年度の分というのが1億4,110万円ということで、見ると、中川原の測量設計等の委託料と、あと工事請負費ということになっているので、これ中川原の今の住宅のをいわゆる撤去というか、解体して、撤去して、そしていわゆる土地のところの測量をしっかりとしようということをやろうとしている予算ですか。

都市計画課長 結論から申し上げますと、そのとおりであります。測量設計委託に関しては、積算業務と管理業務という形を見込んでおりますし、工事請負費については、委員おっしゃったとおり建築と電気機械という形であります。

姫路 敏 管理とかそれというのは、撤去した後の測量だの、そういうことを含めての管理するということでのいいのかな。

都市計画課長 管理につきましては、実際の建築工事等の管理業務であります。解体につきましては、今現在の全体で11のうち、最初に建築でかかる分については6棟を解体するという形がその建築の場所になります。

姫路 敏 ちょっと確認しますけれども、今後そこに住宅というかを建てると、いわゆるアパート形式で建てる。4階建てか、下空洞にして。その設計業務だったり、そういうところの資金というのは、そこに入っていないのですよね。

都市計画課長 設計のほうは、前、全員協議会で説明したとおり設計は終わっているわけですが、そこに伴って積算等につきましては、積算業務として来年度予算に、新年度、年度替わりになりますので、8年度予算という形での積算業務委託料を上げております。設計ではなくて、あくまでも設計書を作るための積算業務委託になります。

姫路 敏 そうすると、ちょっと私も気なしで言いましたけれども、設計の業務そのものというのはいま以前に出したのだから、これ。

都市計画課長 実施設計に関しましては、令和7年度で終わって、前回全員協議会で説明させてもらった内容になります。その中で、先ほど来4番委員おっしゃったような形で終わっていますけれども、なおかつそういった見直し、一部ここはもっと経費節減できないかということは検討をまたしていきたいといったところであります。

姫路 敏 その設計業務に当たっては、幾らの設計料というの、でした。

分科会長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。
（午後 2時36分）

分科会長（河村幸雄君） 再開を宣する。
（午後 2時45分）

河村分科会長 ここで建設課長から発言を求められておりますので、これを許します。

建設 課長 歳出の11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共施設災害復旧費の説明の際に、測量設計等委託料として、川部地内普通河川赤坂川及び小岩内地内流路の改良復旧に伴う用地測量や分筆登記の費用を計上したということでご説明をさせていただきましたが、令和8年度予算には計上しておりませんでしたので、訂正のほうお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

建築住宅室係長 先ほどの市営中川原住宅建替工事实施設計業務委託についてでございますが、令和6年度、7,962万9,000円で契約締結させていただいております、令和7年度、8月に繰り越しまして業務を終了しております。

姫路 敏 ということは、7,900、約8,000万円を投じてこの前の設計をしていただいたということですね。それは、設計したのをこの前全員協議会の中で説明をいただいたと。今回の、もう一回確認したいのですけれども、1億4,110万円というのは、解体の費用と、あと何か建てる、その建設に係るところの費用も含んでいるのですか。幾らかあるのですか。そこをちょっと聞かせてください。

都市計画課長 来年度の1億4,110万としましては、先ほど来説明しました測量設計等委託料として1,490万、工事請負費1億2,620万ということで、その工事請負費につきましては、建築工事として先ほど説明した解体工事の一部が入っております。

姫路 敏 解体工事の一部が入っているとかって言われると、あと、では全部って何なのだって言いたくなるし、それでもう一つは1,490万円の測量設計等の委託料、これはどこの部分を指すのか。

都市計画課長 解体分の説明ですけれども、全体のうち、全体が11のうち6棟分が、今回の中川原住宅にかかる部分になっている分が6棟分ございます。そこを一旦第1期として取壊しを来年の建築工事の中に入っております。建ててから、建設が終わってから、残りの今回の中川原住宅に建てるのに、建てる場所以外に建っている場所がございますので、それは建設が終わってから引っ越してもらわないといけないので、それまでは住んでいただくという形になります。

（「ちょっと俺頭よくない」「11棟あるとき」「11棟あって、6棟を……」「その建てる場所を、6棟壊す金だぞということ。あと5棟は建ててから壊す」と呼ぶ者あり）

姫路 敏 ということは、要するに解体する全部費用なのだということの考え方でいいの。ち

よっと簡単に逆に言えば、今新しいのを造るということの費用ではないのだということ
ことで考え方でいいのですか。

(「解体費に含まれているかどうかだな」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 そうそうそう。

建築住宅室係長 令和8年度の工事に関しましては、先ほど都市計画課長説明したとおりの6棟の
解体と、それと土工事が入ります。なので、建築工事の土をいじる工事といいます
か、基礎を造るための土工事の分も含んでおります。土工事に伴いまして、電気、
機械の配線の工事も含んでおります。

姫路 敏 分かりました。いろいろと、公共の住宅なので、逆に言えば国からのいろんな制限
とかもあるのだろうし、交付金もらうための手段で何かしらやらなければいけない
というのがあるのだろうとは思いますが、一般的に考えて全工事が18億とい
うことでの建設費用というような考え方に立ってくると、どうなのだろう、普通の
民間的な感覚からいうと、すごく高いというのがあるわけです。建てるなどと言わ
ないですが、それをいかにして、国との制限の中にもあるのでしょうか、い
かにしてそこを少し節約しながら建てられるかというのは勝負どころだと思うので
す。この前の設計と説明に沿った中での予算の計上の仕方をしているのであって、
恐らくこれは。だから、そこをうまく節約というか、できるところはできて、そし
てやれるというような考え方というのを取ってもらいたいなと思っているわけ
です。どんなものでしょうか。

都市計画課長 先ほど来言っていますように、事業費の削減につきましては見直しをするという、
一部できるところは考えないといけないというところは同じように思っていますの
で、これから来年度の積算業務の前に、そういったことは検討しながら進めていき
たいと思っています。

姫路 敏 やっぱその件で、4番委員さんあたりも、新発田の通常の民間とかのマンション
とかの建てている具合とかいえば、相当数いわゆる今の公共住宅とは違うというこ
とおっしゃっていると思うので、私も本当にそうだろうなと思っている。これが
いきなり18億が今年の予算にのってきたのであれば、これもう徹底的に私は、私な
りの中では、これはいろいろ調べなければならぬなと思っていたわけですがけれど
も、今年度の予算は多くは解体のほうに予算回っているのではというのであれば、賛
同しながらも、次回の建てる、実際にそういう設計、設計はもうできているかもし
れないけれども、具体的なものを提案して、もっと、極端な話半分とは言いません
けれども、そのぐらいの勢いでちょっと物を考えていただきたいなと思いますけれ
ども、都市計画課の参事さん、どうですか。

都市計画課参事 本会議のときも、一般質問でちょっと市長の答弁にもありましたけれども、これ
まで中川原での建て替えについては、どうしてもピロティ構造だとか、そういった
部分は必要な構造だということで、どうしてもその分高上がりというか、コストが
かかるというところはある程度現実しようがないのかなというふうに思っています
けれども、今課長言われるとおり、その中であっても、見直せる部分については見
直しを進めながら、ちょっと半分とはなかなかいかないかもしれませんが、
見直せる部分については、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

姫路 敏 それと、先ほどもちょっとお話にございましたが、いわゆる氾濫流域ということと、
あと5メートルから10メートルということになれば、沈んでしまうような場所に建
てるのだという、そういうことがあった場合。希望ヶ丘住宅、その脇にありますけ

れども、あそこは4階建てですか、4階建てだか5階、4階建てだとは思うのですけれども、恐らくそこら辺の人は、結局そういうことになった場合、災害があった場合はその上にあれだとか、あるいはその近所の住民たちは、もしそういうふうなことの災害の場合は第一中学校のほうの何階に逃げてくれとかというところが示されているのだろうなとは思いますが、その辺どうなのだろう、その辺の流域の中では。

都市計画課長 委員おっしゃったように、もちろん今希望ヶ丘住宅、4階建てで垂直避難、新しくできる中川原住宅も垂直避難という形になると思います。それが周知されているかどうかという部分につきましては、ちょっと今お答えがあれですけれども、その周知も含めて周辺の区長さんのほうに通して、総務課とも協議しまして、周知のほうに努める等を検討したいと思います。

姫路 敏 そんなこともよくよくきちんと考えていかなければならないし、そういうのが可能なのでなければ、もうよそに、別な場所に建てろって話だってなきにしもあらずなのです、要するに。だから、そこら辺しっかりと考えて、そういうときはこうするというものも含めてやってもらいたいなと、こういうふうに思います。以上です。

富樫 光七 俺も今話聞いていて、18億2,630万円ですか、の予算だと思っていたけれども、今年の7,600万という設計料を入れれば、ぶっちゃけこれ19億の仕事になるわけですよ。一応確認ですけれども。

都市計画課長 そのとおりであります。ここには先ほど来の実施設計委託料入っておりますので、足す形になります。

富樫 光七 そうすれば、ますます俺さっきの話を思い出したのですけれども、もし、今この建物建ちますよね。その脇に私が例えば30坪のうちを建てて、2,500万で買って、35年ぐらい借金背負うと7万8,000円から8万円の毎月返済金を払うのです。なのに、これだけ水害来ても、もう安全だという建物であって、おまえらは4万円、俺は8万円払って、おまえらは水害になっても安全だというようなことで、もし回覧板が同じ組、隣組の中に入って、そういうことが羨ましいなというぐらいのレベルの話だったらいけれども、そのことが、おまえらのために俺たちの税金をつぎ込んでいるみたいないじめに発展するようなことが、あまりよく造るということが笑い話で収まらないことが起こりそうなことがないように、やっぱり質素に、地元の杉使ってもらいたいし、全部やってほしいのですけれども、そういうことも考慮した、加味した中で、これ金額出たからって言って、ただちょこっとだけ落とせば体裁繕うというのではなくて、もっとがつんと詰めた中でやってもらうことを考えてほしいのですけれども。今の話も踏まえて。水害のときばかりでなくて。

都市計画課長 先ほど来参事もちょっとお話しさせてもらいましたけれども、どうしても立地条件によつての構造上の制限というのは出てきます。先ほど来言っている1階がピロティ構造にすることによつて1階部分の工事費が増えたり、そういったのは全協でも説明したと思います。その中で、この18億が半分になるとか、そういったことはちょっと考えられないと思います。それですが、その中でも、事業費の削減については、先ほど来言っているとおり、削減に努めていきたいとは思いますが。

姫路 敏 あと、今現状これさっきの滞納されている方々、いろいろな諸事情あって滞納されているのだろうとは思いますが、容易でないで。それはそれでして、やっぱり立派になって、新しくして、今38世帯のうち何世帯、20世帯ぐらいが入られるのかな。今何世帯でしたっけ。

都市計画課参事 26世帯が移転されます。

姫路 敏 26世帯は、今住んでいられる方は別なところに住んでいて、そこからまた移ってくるのだろうとは思いますが、いわゆるそれだけ立派になって、きれいになっているところに公募するということになってくれば、やっぱりその辺のところも、いやいや、滞納しているから、おまえは公共住宅駄目だよというのではなくて、別なところもあるので、その辺もうちょっとよく考えて当たってもらいたいと思いますが、どうですか。

都市計画課長 委員御存じのとおり中川原のほうで滞納の方いらっしゃいます。実は明日直接、これまでずっと滞納だった方については面談することに、ようやくアポイント取れましたので、それも含めて、その方はもちろん新しい中川原住宅に、当然滞納していれば入れませんけれども、ほかの公営住宅が必要なのかも含めて、その辺また明日打合せをしていきたいと思っています。

姫路 敏 すみません、長くなって。もう一つ、公営住宅の影というか、容易でない部分。入るときは、敷金も礼金もないでしょう。たしかないはずなのだ。

(何事か呼ぶ者あり)

姫路 敏 ある。幾らぐらい出ているのかな、それ。

建築住宅室副参事 敷金のほうは入居時にいただいております。家賃の3か月分の料金いただいております。家賃は、その方の収入、所得によって違いますので、敷金の金額も入居する方によって違っております。

姫路 敏 恐らく1万円とか、そのぐらいの世界で入られていけば、3万、4万、5万以内ぐらいかなとは、これは想像の域ですけれども。出るときに、分かるように、畳を替えたり、あるいは畳の表替えをしたり、直さなければならぬわけです。それで、その直すのに相当な金額かかるの。5万とかの世界ではないわけだ、まず。10万とか20万、あるいは大きくなってくると30万超える場合もある。これは、直す基準というのはどういうことになっているのだね。

都市計画課長 直す基準とか、細かいことあったらまた係長が説明しますけれども、一旦前の人退去するときに退去検査というものをを行います。そのときに、委員おっしゃいましたように畳だとか、設備だとか、古くなったものについては修繕費という計上されておりますので、その中で新しくするわけですが、その中でどれぐらい古くなったかという、その基準について、ちょっとそういうどこまでというのは基準にないということなのですが、見て、あまりにも今まで住んでいた年数だとか、その方の生活実態等々で当然汚れ具合がありますので、そこは見ながら、担当のほうで最低限の修繕という形で直しているというふうに考えております。

姫路 敏 それで、直せないで出れない、お金かかるので出れないというのを聞いたことがありますか。

建築住宅室副参事 今のところ私来てからは、そのような方はいらっしゃいません。退去するときに修繕をお願いしているのは、畳の表替えと障子の張り替え、ふすまの張り替えになります。畳の表替えと障子、ふすまの張り替えのほうを退去時にはお願いしております。

姫路 敏 障子戸の障子も張らなければならないですよ。ふすまがちょこっと汚れていて、切れたりすれば、ふすまも張り替えなければならない、そういうことですよ。

建築住宅室副参事 おっしゃるとおりです。畳についても、入居期間にかかわらず、張り替えのほうはお願いしております。

姫路 敏 畳ももう20年も、何年もそのぐらいのレベルで住んでいれば、表替えの世界ではなくてくるわけです、ごぼっとへこんでいれば。ごぼっとへこんでいればって表現が悪いですけども、やっぱりごぼこしていたりする。それは、畳そのものを取り替えなければならないのですか。

建築住宅室副参事 床というのですか、が悪い場合、表替えのみの費用を入居者の方には負担していただいて、床の部分については市で負担しております。

姫路 敏 そうすれば、退去される方というのは、その検査を、あなた方が来て、ここを替えてくれ、あそこを替えてくれという検査を受けて、その後事業者はその人が頼むわけでしょう、業者に。

建築住宅室副参事 退去検査は、修繕を終えた後に退去検査のほうはしております。なので、業者の方に修繕を依頼していただいて、全て修繕終わった段階でこちらのほうで検査しております。

姫路 敏 そうすると、検査に行ったときに、いやおやおやおやおや、ここも直してくれだの、いやここをこうしてくれだのというのは出てくる可能性ありますよね。

建築住宅室副参事 障子、ふすま、畳は、明らかに見れば修繕されているのか分かりますので、追加でということは、私がこちら来てからはないです。

姫路 敏 恐らくどこかの不動産屋みたいに頻繁に出入りが無いから、たまにそうやっていて、自分が来たときには、そんな出る人なんてほとんどいないのだ、そういうことであって。お金が相当かかるので。直すのにすごくかかると思います。ふすまのところをあれしたり、表具を替えた、表具を替えるのだからちょっと分からないですけども、だから一度退去されるということで届け出た人がもし出てきたら、その現場に行行って、荷物とか全部出してくださいと。その後に見て、ここを替えなければならないね、あそこを替えなければならないねというのをちゃんとお話を合意をしてから、業者にその人が頼むという形のほうがいいと思うのですけれども、それどうですか。

建築住宅室副参事 今まで特にそういった今までのやり方で特に支障はなかったものですから、今後については委員おっしゃったように検討させていただきたいと思います。

姫路 敏 これ当たり前のことを当たり前にすればいいなと思っているのです。出るって行って、見に来てくださいと。出て、もう全部できて、よくしましたので、見てくださいって、あらあなた、ここ違うでしょうなんて言われたら、それでまた業者頼んで直さなければならないでしょう。だから、位置はここはこうですね、変えなければならないですよ。ふすまはこうですね、立てつけも何かあれだ、もうちょっと建具屋頼まなければならないですねみたいな話というのを全部して、それでそれに伴って業者はあれだと。出ていくほうは元のおりに戻さなければならないのだからという錯覚にも陥るわけです。どこまで直せばいいのだからかというのがよく理解していない場合が多いと思うのです。こういうふうにしてねとは聞いているけれども、やっぱり現場へ行行って、荷物取っ払った後に見てきて、そうしてからのほうがいいと思うのだけれども、課長、どう思います。

都市計画課長 見ていますと、退去したいという形でうちの担当のほうに退去の打合せに来ていると思うのですけれども、その中で、おっしゃったような形で事前に現場のほうを見ることも確かに必要だと思います。その中で、うちのほうもそういったチェックリストだとかを作って、きちっと必要な部分をチェックする必要ももちろんあると思いますので、そういったことももうちょっと兼ねて検討したいと思います。

姫路 敏 それで、最終的に何を言いたいかというと、出るに出られない、お金がなくて、直さなければならない、こういったようなことがあるので、ほかのところの民間のアパートのほうに聞いたら、いわゆるそのために敷金とかいろいろもらうのですが、恐らく直さなければならないということで、これ足りなくなるなといったら、住居者とお話しして、2,000円とか、1,000円とかでも負担にならないように毎月別に積み立てるというか、まずそんなことをして、そしてやっているということなので、私は本当にいろいろ生活的に困窮している方々がそこに入る、子供さんもいて、男1人で育てている、女1人で育てているような方々というのがそこに入って、そして少しでも家計の負担にならないようになって、そのための公営住宅を提供しているので、それはそれでいいのしょうけれども、出るに出られない、お金がなくて、逆に。ぎりぎりで行っているからでしょうけれども、そういうところもやっぱりしっかりと見ていってもらいたいなと、こういうふうに思うわけです。公営住宅の在り方は、今後だから立派なのできたときだって同じことが出来上がると思うので、その辺よくよくちょっと検討してやっていってもらいたいなと、こういうふうに思います。

小杉 武仁 公営住宅の件で、ちょっと私何点か聞かせてもらいます。屋上のソーラーシステム、太陽光発電設置するということは参事から聞いておりました、全協で説明ありましたので。これエレベーターの稼働の電力として活用していくのだという話ありましたけれども、それだけですか。

建築住宅室係長 太陽光の電力に関しては、エレベーター、そして共用部分の電気、駐車場ですとか廊下、そういったところの照明、あとは4階に集会所が1室ございますので、そちらの電気も賄うような計算になっております。

小杉 武仁 あと、今の現状だと衛生面にしても、要は健康リスクも考えるとかなりちょっとリスクが高いなというふうに感じるのですけれども、今度新しくなるほうに関しては、その健康リスクに関して何か特段気をつけているとか、要はヒートショックであったりとか、高齢者も入るから、例えば手すりが必要になってくるのではないかとか、何かその辺の考えというのは設計の段階で出たのですか。

都市計画課長 ヒートショックの関係は、また係長から説明してもらいますけれども、全協で説明あったかもしれませんが、聞いているのは、フルフラットというのですか、平らな床というか、そういう形のことで設計に反映させたということは確認しています。ヒートショックについては、ちょっと。

建築住宅室係長 まず、先ほど都市計画課長説明あったとおり、各住居はできるだけ段差がほとんどないような、フラットなバリアフリーの設計にありますし、車椅子も自由に通れるような開口の大きさ、そのために全室フローリングで仕上げております。また、お風呂、トイレ、そういったところにはもちろん手すりというのはついておりますし、先ほどヒートショックというお話ありましたけれども、この建物自体省エネ仕様といいますか、できるだけ低炭素の建物、二酸化炭素を出さないような建物の造りにしておりますので、昔の住宅のようにお風呂場だけが極端に温度が低いような造りという形にはなっておりません。

小杉 武仁 ちょっと戻りますけれども、入居者の負担の部分なのですが、空調機に関しては入居者の負担になるわけですね。要はエアコンです。今2LDK、3LDKという形になるのだけれども、各部屋に1台となれば、当然3台ってなるのですけれども、そのエアコンの設置に関しては、入居者の負担という理解でいいのですよね。

建築住宅室係長 エアコンにつきましては、各住戸に1台はついております。そのプラスで、例えば2DKであればあと2部屋あるわけですが、そこにつけられるようにエアコンのコンセントは最初から用意しておりますけれども、なので入居者の選択でつけることはできるようにはなっております。当初は1台という形です。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 継続費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

姫路 敏 市営中川原住宅の建て替えの事業というのは、全総額18億何がしかということで相当高額なことで、聞いてみるともう設計も相当数かけて、8,000万ぐらいかけてやっているということであれば、相当な金額になるということです。今回は、古い住宅の取壊しとか、そういったところが主に使われるということなのであれですが、今後はやっぱりもう少ししっかりと、お金をあんまりかけないでできる方法というのを取ってもらいたいなと、こういうふうに思っております。以上です。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否態度の発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（河村幸雄君）閉会を宣する。

(午後 3時20分)